奈良県告示第百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成二十二年八月二十四日

奈良県知事　荒　井　正　吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
吉田　幸紀	よしだ整骨院 大和郡山市柳三―三七―一	平成二十二年一月一日